

## 東京大学大学院農学生命科学研究科と飯舘村との連携協力に関する協定書

### (目的)

第1条 東京大学大学院農学生命科学研究科（以下「甲」という。）と飯舘村（以下「乙」という。）は、農業、畜産及びその他産業の復興に関する研究、教育及び技術開発を進め、飯舘村の課題解決のために連携し協力することで、被災地域全体の活性化に資することを目的とする。

### (協力する分野)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、若い人材を活用しながら、次の事項について連携し協力する。

- (1) 農業、畜産及びその他産業の復興に関すること
- (2) 東京大学大学院農学生命科学研究科の研究、教育及び技術開発活動の実施に関すること
- (3) 地域資源を利用した交流人口の拡大等人口減少社会における地域の持続的発展に関すること
- (4) その他本協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項に関すること

### (実施内容等)

第3条 本協定に基づく具体的取組みの内容及び実施方法については、本協定の目的を達成するため、できる限り広範囲な連携の実現及び経済財政面を含む施策の持続性に配慮しつつ、甲乙協議の上、実施していくものとする。

### (秘密保持)

第4条 甲及び乙は、連携・協力の推進に当たり、相手方に提供する資料及び情報等の秘密保持の取扱いを定める必要があるときは、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

### (有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がない場合は、引き続き延長されるものとし、以後も同様とする。なお、延長にあたっては、状況の変化に鑑み協定内容を精査し、改訂が必要な場合は甲乙協議の上対応するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙から解約の申し出があり、甲乙が合意したときは、終了するものとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めがない事項が生じたときは、又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意を持って協議の上、対応するものとする。

本協定の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月5日

甲 東京都文京区弥生1丁目1番1号  
東京大学大学院農学生命科学研究科長

丹下健

乙 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1  
飯館村長

菅野典雄